

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第9号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則の一部を改正する規則
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則（平成27年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第61条中ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、請求書への債権者の住所（債権者が法人であるときは、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）の記載及び押印を省略させることができる。
 - (1) 官公署が作成する請求書である場合
 - (2) 日本郵便株式会社又は郵便貯金銀行が作成する請求書である場合
 - (3) 日本放送協会が作成する請求書である場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、会計管理者が事務局長等からの協議の申出に基づき、特別の理由があると認めた場合
- 3 前項第4号の規定により事務局長等が協議を申し出ようとするときは、出納員を経なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。